

令和2年度 第6回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招集年月日	令和2年9月11日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和2年9月11日 午後1時30分			会 長	杉下 和治
	閉 会	令和2年9月11日 午後2時00分			会 長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番 号	氏 名	出欠等 の 別	議席番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	9番 上野 勇一郎 10番 恒松 純生					
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画(第9回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席ください。ただいまから、令和2年度第6回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。心配されました台風15号、それなりに、軽い被害で済んだのではないかと考えております。しかしながら稲のですね、ウンカの被害が各地で見受けられるようになりました。昨年の被害を思い出しますけれど、それぞれ注意しながら、作付をお願いしたいと思います。本日は、出席委員は全員出席です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、9番、上野勇一郎委員。10番、恒松純生委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） それでは報告いたします。資料2ページ目左側をごらんください。今回は4件の合意解約となっております。解約理由について。申請番号56番は、契約内容変更のため、申請番号57番から58番は、所有権移転のため、申請番号59番は、第三者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号許可不要転用届けについての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それでは許可不要転用届1件について報告いたします。資料は2ページ右側からになります。申請番号3番について、町内の個人の方で、台帳地目田、現況宅地、一筆で面積は56平米となっており、現在、牛舎として許可不要届を提出されるものです。現地は免田東、築地地区、国道沿いで信号機のある交差点横、中九州クボタの道向かいになります。3ページ右側の始末書にあるとおり、既に牛小屋として利用されているものです。土地改良区からの承諾書も提出されており、周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。よかですか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それでは、農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は5ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号4番ですが、資料は5ページその次から9ページになります。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール以上の農地の広がりには接続する第1種農地ですが、その周辺に住む者の生活上必要な施設として、個人住宅への転用は可能です。申請人は町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目は台帳畑、現況は宅地で、居宅の一部、車庫の一部、それから築山及び進入路となっております。8ページ右側の図で、213-5が転用面積202平米、213-4の一部が345平米、合計547平米となっております。9ページ左側の始末書にあるとおり、昭和62年の居宅増築の際、既に宅地として利用されているものです。

次に、申請番号5番ですが、資料は9ページから13ページになります。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、駅から300メートル以内にある第3種農地です。申請人は町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳畑、現況は宅地で、車庫敷地となっております。転用面積は166平米となっております。13ページ右側の始末書にあるとおり、数年前に既に車庫敷地として利用されているものです。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、4番委員の村田委員より、申請番号5番の案件について、5番委員の吉田委員より報告をお願いします。

○4番委員(村田 新一君) 4番委員の村田です。第1号議案の4番の案件について、調査報告を行います。ページ数は5ページから9ページ左側です。場所はですね、南稜通りを岡原方面に向かいまして、あさぎりホームから、100メートルぐらいいったところの左側になります。資料の9ページの左側にありますように、始末書がでております。先ほど説明がありましたとおりに、もう昭和62年にもう宅地として、利用されていまして、一部が今度申請されているようです。何ら問題ないかと思しますので、審議方よろしく願います。以上です。

○5番委員(吉田 利明君) 5番の吉田です。午前中、現地調査をしてまいりました。申請番号5番について、説明をいたしたいと思えます。ページは9ページの右から、それから13ページまでです。場所は11ページの左側を見ていただければ、あさぎり駅の北に60メートルぐらいのところ。農用地区域外の第3種農地であります。事務局の説明のとおり、車庫として使われておまして、13ページの右側に始末書も出ております。寛大なる審議をお願いいたします。よろしく願います。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) はい。それでは、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は14ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号11番ですが、資料は14ページから19ページになります。譲り渡し人、譲受人はともに町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は現況、台帳ともに田。転用面積が1,004平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で100万円です。転用の目的は、太陽光発電施設です。15ページ右側の地図をごらんください。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、医療機関から380メートル、中学校から500メートルにあり、隣接する4メートルの道路には、2管理設してある第3種農地で太陽光発電施設への転用は可能です。16ページから事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。申

請人は地球温暖化防止に寄与したいとのことから、太陽光発電設備設置を計画し、周囲に農地はあるものの、高さは1.8メートルで境界から2メートル以上離して設置することから、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号12番ですが、資料は20ページから24ページになります。譲り渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況ともに畑。転用面積が308平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で20万円です。転用の目的は駐車場です。21ページの地図をごらんください。ちょっと多少聞き苦しいところあるかもしれませんが、申しわけないです。21ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内にある生産性の低い農地の小集団である、第2種農地で、駐車場への転用は可能です。22ページから、事業計画書、資金計画書等を掲載しております。申請人は、代替地も検討され、地元区長として、災害非常時での利活用、中学校や野球場でのイベント、臨時駐車場を考えておられ、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号11番の案件について、17番委員の井手委員より、申請番号12番の案件について、9番委員の上野委員より報告をお願いします。

○17番委員(井手 久美子君) 17番井手です。農地法第5条許可申請受付番号11番の説明をいたします。事務局からの説明がありましており、ページは14ページから19ページ。譲り渡し人、譲り受け人はともに町外の方、地目は田、面積は1,004平米、現地は現在作付されていません。譲受人はその申請地に太陽光発電施設の予定です。あつ設備の予定です。場所が地図にありますように、あさぎり中学校近くで、中学校のグラウンド側、百太郎溝の下の道、西側に進んでいったところでした。周辺には施設などないことから何の問題もないと思いますが、審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○9番委員(上野 勇一郎君) 9番の上野です。申請番号の12番につきまして説明したいと思います。資料はですね、20ページから24ページです。場所につきましては、21ページですね、地図を見ていただいて、あさぎり中学校の野球場のちょっと西側になります。事務局のほうから説明がありましておりに、駐車場として災害時には、集合場所という形で利用されるということで、現地も見ましたけれど、きれいにしてありました。別に問題はないんじゃないかなと思います。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号、11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画(第9回)について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。それでは、利用件数、農用地利用集積計画の決定について、まず、利用権設定にかかわる部分について説明いたします。資料は26ページ左側からごらんください。申

請番号313番から316番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号317番と302番から320番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号321番は新規の賃貸借権の設定です。申請番号322番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる部分について説明をいたします。資料は27ページ左側からごらんください。今回の申請は6件で、52番から53番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号54番から57番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号52番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号53番の買い入れ価格は10アール当たり70万円です。申請番号54番の売り渡し価格は10アール当たり71万7,500円です。申請番号55番から56番までの売り渡し価格は、ともに10アール当たり51万2,500円です。申請番号57番の売り渡し価格は、10アール当たり56万3,750円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。27ページ右側から31ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図は52番、53番の農地のみ掲載しております。すいません、追加で訂正がございます。26ページの321番につきましての新規、水田60キロであります。こちらにつきましては、一筆分の金額で、反当たりとしますと、73.5キロということをお願いいたします。1番下、321番、新規水田の60キロとあります。こちらは一筆分で、実際は反当たりでいきますと73.5キロということでの訂正をお願いいたします。以上で終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号農用地利用集積計画（第9回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。26ページの利用権設定のですね、314番、小作料が普通畑で3万5,000円とありますが、普通の水田よりも高いような感じがする。何か特別なものでもつくってあるんですか。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、通常の畑、何も植えてない畑であれば、ちょっと高いと思いますが、ここは栗が、既に生えておまして、十分収穫ができる大きな、大分たった栗が植えてあるということで、もうすぐにでも収穫ができると、いうふうなことで、通常の田畑の賃借料としては多少高い金額をお互いで話し合われて、これは設定されたということです。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これから議案第3号農用地利用集積計画（第9回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

○●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年10月9日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 9番 上野 勇一郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 10番 恒松 純生